

## 公益社団法人日本近代五種協会 ドーピング防止規則

公益社団法人 日本近代五種協会は競技者、役員、競技支援者、及びこれに関わる全ての者の総意により、以下の条文を尊重し、ドーピングに関する全ての違反に対し総力をあげてこれを排除することとする。

これにより近代五種協会は競技の誇りと名誉を懸けて全てのアスリートの模範たらしめるものである。

第1条 公益社団法人 日本近代五種協会（MPAJ、以下本協会という）は全てのドーピング行為を違反とする。

第2条 ドーピング行為とは世界アンチ・ドーピング機関（WADA）、日本アンチ・ドーピング機関（JADA）、国際オリンピック委員会（IOC）、日本オリンピック委員会（JOC）、国際近代五種連合（UIPM）、日本体育協会等の規定に記されているものであり、ドーピング防止に関する規則は原則として上記団体により規定されたものに準拠する。

第3条 この規定は競技に関わる全ての競技者、役員、競技支援者に対して適用される。

第4条 本協会は、本協会に加盟する全ての競技者、および本協会が開催する全ての競技会の参加者を対象として競技会、および競技外においてドーピング検査を行う。

2. 競技者はあらかじめ居場所情報を JADA に提出しなければならない。

第5条 前条に規定される競技者は本協会から要請があった場合には、ドーピング検査を受ける義務があり、正当な理由がなくこれを拒否又は回避した場合はドーピング検査陽性とみなされる。

第6条 ドーピング行為があったとみなされた場合は当該競技者に対しUIPM、アジア近代五種連合が定める規定に従い処分を課す。

また、当該競技者に上記の行為を強要、教唆、共謀、援助、容認したとみなされた者も処分の対象となる。

第7条 ドーピング検査の対象となる者は、事前の通告の有無に関わらず検査が行われる。

第8条 ドーピング検査は、本協会アンチ・ドーピング委員会が任じた検査員により、検査員が指定する場所において行われる。

第9条 検査に際しては対象者に対する人権が十分に配慮されていなければならない。検査員は対象者の権利を守る義務がある。

競技に関わる全ての者はこれを尊重しなければならない。

第10条 ドーピング行為はそれが意図されたかどうかに関わらず、全ての責任は競技者自身が自ら負わねばならない。

第11条 本協会ドーピング防止規則は、本協会アンチ・ドーピング委員会によってのみ作

成・改定される。

付記 ドーピング防止活動は競技および競技者の尊厳と健全性を保つことを目的とするものであり、この精神に基づいて行われるものであるから、全ての競技者に等しく機会が与えられるべく使用される薬物および処置は処罰の対象とならない場合がある。

付則

1. 本規則は平成19年7月9日より施行する。
2. 本規則は平成23年6月5日から施行する。